

第6回大空町農業委員会総会議事録

平成29年11月27日第6回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸	5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治
7番 岡内 浩之	8番 小久保 謙	9番 長尾 照幸
10番 早川 敏幸	11番 渡邊 恵二	12番 伊藤 博幸
13番 井上 良幸	14番 田中 悟	15番 田中 秀雄
16番 齊藤 貞利	17番 赤石 昌志	18番 岩原 秀嗣
19番 佐藤 廣治	20番 渡辺 誠	21番 石田 敦
22番 福田 重幸	23番 岡本 シゲ子	24番 遠藤 哲也
25番 長谷川 伸一	27番 山神 正信	

(2) 欠席者

26番 永倉 誠二

2. 職員等の出欠状況

事務局長 作田 勝弥 主査 渡邊 豪 主事 安念 真人

第6回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第6回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん、御苦勞さまでございます。</p> <p>11月ももうあと何日か、最近めっきりもう日中も寒くなってきた今日この頃でありますけれども、作物収穫の方もほとんど終わられたのかなと思っております。</p> <p>今年については皆さん御承知のとおり、麦の収穫から始まり春小がちょっと、収量がちょっとなかったのかな、歩留まりもちょっと悪かった。あとは芋、晩生の芋はちょっと悪いところもありました。</p> <p>あと、豆についてはまずまずの値段もある程度いきましたので、まあまあ年だったのかなとは思っております。</p> <p>ビートについては最終的にはまだ数字が出てないのですが、まずまず糖分もありそうですので期待したいところであります。</p> <p>11月の2日につきましては、端野で開かれました地区別研修会等に御参加をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>そしてまた3日の文化の日には、石田敦委員が産業貢献賞という文化の日受賞をしております。</p> <p>長きにわたり、農業委員の御功績が認められたことだと思っております。大変おめでとうございます。</p> <p>12月に入りましたら、農業委員会の皆様方も農地の継続の斡旋だとかそういうものもあります。</p> <p>これから大変でありますけれども、御尽力いただいておりますようお願いいたします。</p> <p>簡単でございしますが総会への挨拶とさせていただきます。</p> <p>この後の御審議よろしくお願い申し上げます。</p>
山神会長	<p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>

作田局長	<p>10月26日開催の第5回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。 (活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第6回農業委員会総会を開催いたします。 (午後1時38分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
作田局長	<p>ただいまの出席委員は、26名であります。永倉職務代理から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計21件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、6番丹羽委員、9番長尾委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条規定による許可申請があったのでその可否について委員会の意見を求める。平成29年11月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、譲渡人が構成員となる新規法人を設立し全所有地を法人に対して売却する案件です。</p> <p>今回の対象農地は譲渡人と譲受人との関係のない第三者に貸し付けをしておりましたが、合意解約を行い、法人が牧草を作付するとの申請になっております。</p> <p>今までの農地耕作者が関与しない新規の農地所有適格法人の設立になりますので、農地法第3条第2項の許可できない項目の要件につい</p>

て、これから以下のとおり、確認をしておりますので御説明をさせていただきます。

1点目 全部効率利用要件です。

権利取得者が、現に権利を有している農地や今回申請している農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかです。

譲受人は、現在農地の権利を所有しておらず、許可後の農地については、今回申請のある75290㎡となります。現在は畑作産品を作付し、利用しておりましたが、今後は、新規法人が牧草を作付するという申請となっています。

農作業に従事する者は役員1名で、所有の農機具は、インタートラクター1台、ロータリーハロー1台、カルチベーター1台を所有し、豚406頭を飼育しております。

2点目 農地所有適格法人に関する要件です。

組織形態要件です。

組織形態については、会社法人等である必要がありますが、株式会社となっておりますので、許可できない項目には該当しません。

事業要件です。

主たる事業が農業である必要がありますが、法人の主たる事業が農業となっているため、許可できない項目には該当しません。

構成員要件です。

農地の提供者や農業従事者等が保有する株式が全体の2分の1を超える必要があります。

譲渡人が100分の50、その他の農業従事者が100分の7を保有しているため、許可できない項目には該当しません。

業務執行役員の変換要件です。

役員の変換が法人の農業に常時従事する必要がありますが、5人中3人が農業に常時従事する申請となっており、許可できない項目には該当しません。

また、常時従事する役員又は農場長などの重要な使用人のうち、1人以上が原則60日以上の変換作業従事が必要となりますが、譲渡人が役員かつ常時従事する申請となっており、許可できない項目には該当しません。

3点目、変換作業常時従事要件です。

この点については、説明済みですので省略します。

4点目、下限面積要件です。

取得後の農地面積が、2ヘクタール以上必要となりますが、申請農地が、7.5ヘクタールありますので、許可できない項目には該当し

	<p>ません。</p> <p>5点目、地域との調和要件です。</p> <p>取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置・規模からみて農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないかという点です。</p> <p>これらのことも含め、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>図面については、1ページに記載しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人の農作業従事者予定者については、意欲的に営農しております。</p> <p>今までの作付けが畑作産品から牧草に変更となりますが、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、所有権移転関係2番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号所有権移転関係2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、親子間の贈与の案件です。</p>

山神会長	<p>そのため、図面については、省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
山神会長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の所有権移転関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>1番から7番については、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の権利設定となります。</p> <p>そのため、1番から7番について、図面を省略しております。</p> <p>また、1番から7番について、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲に関する案件です。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係2番説明朗読】</p> <p>以上です。</p>
山神会長	この件について第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲に関する案件です。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。

山神会長	これより議案第1号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩とします。 (〇〇委員 退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、利用権設定関係3番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係3番説明朗読】 以上です。
山神会長	この件について第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲に関する案件です。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。以上です。
山神会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係3番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に、利用権設定関係4番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係4番説明朗読】</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲に関する案件です。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の利用権設定関係4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係5番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係5番説明朗読】</p> <p>以上です。</p>

山神会長	この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲に関する案件です。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係5番について採決します。本 案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係6番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係6番説明朗読】 以上です。
山神会長	この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲 に関する案件です。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係6番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)

山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係6番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係7番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係7番説明朗読】 以上です。
山神会長	この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲に関する案件です。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係7番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係7番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係8番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係8番説明朗読】 この件につきましては、貸主については、規模縮小をしております

	<p>たが、根幹の申請で離農し、貸主が耕作していた農地の賃貸借となります。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。図面については、2ページに掲載しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係8番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の利用権設定関係8番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成29年11月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、農地に農家住宅を建設したいとの申請があった案件であります。</p>

	<p>本件については、11月1日に第3地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存施設の住宅地の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。</p> <p>なお、この申請に係る図面を、3ページから6ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては11月1日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>はい。</p>
山神会長	<p>委員。</p>
委員	<p>参考までに教えてください。</p> <p>左の欄に1、2ともに貸主・借主という欄が、これは現状この土地がこういう形態ですよということを示すために記載されているということですか。</p>
渡邊主査	<p>貸主というのは、土地の所有者になります。</p> <p>その土地の上に、借主である方が農家住宅を建てるということで、土地を借りたうえで物を建てるということで、借主貸主の関係になっております。</p>
委員	<p>ということは賃貸借の契約はこれからということですか。</p>
渡邊主査	<p>許可と同時に行います。</p>

委員	それを別個に書かなくていいのですか。この1枚で両方同時に。契約はこれからか。
渡邊主査	5条なので、同時に。
委員	同時に。
渡邊主査	はい。
委員	この一項目で賃貸借の契約と種目変更同時にやるのですか。
渡邊主査	はい。使用貸借の予定でございますが、同時に。
委員	この一項目で、その両方の目的があるということですね。
渡邊主査	そうです、はい。
委員	そうするとこれは、その前の利用権設定じゃなくてこっちにくるのですね。
渡邊主査	利用権を設定した上で、農地法5条の場合は利用権の設定の關係の部分と、農地を農地以外にする部分の両方を合わせて5条で許可することになりますので。
山神会長	よろしいですか。
委員	はい、ありがとうございます。
山神会長	他にございますか。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定關係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、農地に農業用倉庫を建設したいとの申請があった案件であります。</p> <p>こちらでも使用貸借の権利設定も同時に行います。</p> <p>本件については、11月24日に第3地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存施設の住宅地の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。</p> <p>なお、この申請に係る図面を、7ページから9ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては11月24日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に</p>

<p>渡邊主査</p>	<p>よる農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> <p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成29年11月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴うものです。 後継者名義で借主の父が契約していた同一の条件で残期間契約するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。経営移譲のため図面につきましては、省略しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案第1号(2)7番において説明しておりますので、省略します。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては、事務局の説明のとおり、経営移譲に伴う借主の父が契約していた残期間を後継者名義で同一の条件で再契約するものです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(無しの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係2番から4番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係2番から4番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、離農に伴う新規案件です。</p> <p>第3地区農業委員さんにより11月1日にあっせん会が行われております。図面につきましては、10ページから12ページに掲載しております。</p> <p>直近におきまして合筆をしておりますので、合筆前の図面となっておりますが、その点については御了解いただければと思います。</p> <p>2番の借主の経営面積は、議案の農地を含めず25.7ha。労働力は1人です。価格の単価については、実耕作面積に対して、10アールあたり1万円となっております。</p> <p>3番の借主の経営面積は、議案の農地を含めず31.8ha。労働力は4人です。価格の単価については、3枚の畑があり、実耕作面積に対して、10アールあたり8千円、9千円、1万円となっております。</p> <p>4番の借主の経営面積は、議案の農地を含めず17.7ha。労働力は3人です。価格の単価については、実耕作面積に対して、10アールあたり1万円となっております。</p> <p>また、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第3地区農業委員により11月1日に事前聞き取りをし、11月16日にあっせん会を開催しております。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>

山神会長	これより利用権設定関係 2 番から 4 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の利用権設定関係 2 番から 4 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成 29 年 11 月 27 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第 4 号所有権移転関係 1 番説明朗読】 この件につきましては、先月の総会において、買入協議の議決をいただいたものですので、詳細の説明は省略します。 また、公社からの一時借受者は、〇〇氏となります。 以上です。
山神会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

<p>渡邊主査</p>	<p>次に、利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p> <p>【議案第 4 号利用権設定関係 1 番説明朗読】 この件につきましては、経営移譲に伴うものです。 後継者名義で借主の父が契約していた同一の条件で残期間契約する ものです。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していること を確認しております。図面につきましては、経営移譲のため省略して おります。 借主の経営面積は、議案第 1 号（2）5 番において説明しておりま すので、省略します。 以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>この件について第 3 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては、事務局の説明のとおり、経営移譲に伴う借 主の父が契約していた残期間を後継者名義で同一の条件で再契約する ものです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(無しの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号の利用権設定関係 1 番について採決します。本 案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 2 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>【議案第4号利用権設定関係2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴うものです。</p> <p>後継者名義で借主の父が契約していた同一の条件で残期間契約するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。図面につきましては、経営移譲のため省略しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案第1号(2)7番において説明しておりますので、省略します。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、事務局の説明のとおり、経営移譲に伴う借主の父が契約していた残期間を後継者名義で同一の条件で再契約するものです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第5号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否</p>

	<p>について審議を求める。平成29年11月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第5号1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、11月21日に第4地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、宅地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、13ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては11月21日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>はい。</p>
山神会長	<p>委員。</p>
委員	<p>すみません、いま事務局の説明で宅地になっているとおっしゃいましたけど、物は建っているのですか？</p>
渡邊主査	<p>更地みたいな感じでございます。</p>
委員	<p>更地。</p>
渡邊主査	<p>更地ですね。ちょっと若干工作物が建っていました。</p>
委員	<p>そうですか、わかりました、ありがとうございます。</p>
山神会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>

山神会長	他にございますか。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号の1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に2番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第5号2番説明朗読】 この件につきましては、11月21日に第4地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、宅地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、14ページに掲載しておりますのでご参照願います。 以上です。
山神会長	この件について現地調査された第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては11月21日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。
山神会長	これより2番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号の2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成29年11月27日提出 大空町農業委員会会長山神正信。 【報告1号説明朗読】
山神会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
山神会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。ご苦労様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。 (午後2時26分)

会 長

署名委員

署名委員
